

川口市キャッシュレス決済によるポイント還元事業
プロポーザル方式業者選定委員会設置要綱

(設置)

第1条 川口市キャッシュレス決済によるポイント還元事業を実施するにあたり、プロポーザル方式によりこの業務の履行に最も適した契約の相手方を、厳正かつ公正に選定するため、川口市キャッシュレス決済によるポイント還元事業プロポーザル方式業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 実施要領に関すること
- (2) 選定方法及び選定基準（評価項目、配点等）に関すること
- (3) 提案書の評価に関すること
- (4) 選定結果の通知及び公表に関すること
- (5) 前4号に掲げるもののほか、委員長が必要と認めること

(組織)

第3条 委員会は委員8名をもって組織する。

2 委員は次に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) 経済部長
- (2) 産業労働政策課長
- (3) 経営支援課長
- (4) 産業振興課長
- (5) 農政課長
- (6) グリーンセンター所長
- (7) 公営競技事務所長
- (8) 農業委員会事務局長

3 委員の任期は、受託者が決定した日までとする。

(委員長)

第4条 委員会には委員長を置く。

2 委員長は前条第2項第1号に掲げる職にある者をもって充てる。
3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、前条第2項第2号に掲げる職にある委員が、その職を代理する。

(会議)

第5条 会議は、必要に応じて委員長が召集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 委員長が必要と認めるときは、関係者の出席又は資料の提出を求めることができる。
- 5 委員長は、緊急を要すると認めるときは、各委員に合議して会議に代えることができる。

(中立の保持)

第6条 委員は、川口市キャッシュレス決済によるポイント還元事業プロポーザルに参加している者に対して、特定の利益又は不利益を与える行為をしてはならない。

- 2 委員は、直接間接を問わず、川口市キャッシュレス決済によるポイント還元事業プロポーザルに参加してはならない。

- 3 委員は、提案者と利害関係がある場合は、選定に関与しないものとする。

※利害関係とは、審査委員本人が参加者（団体）の役員、従業員の地位にある場合及び参加者（団体）から報酬等を受けている場合などをいう。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は経済部産業振興課において行う。

(守秘義務)

第8条 委員会の委員は、その職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

この要綱は、令和8年1月22日から施行する。